

木造住宅の耐震化の促進・急傾斜地崩壊防止対策事業

アナ： 「市長が語る 2016 三島」第 23 回の今日は、「木造住宅の耐震化の促進・急傾斜地崩壊防止対策事業」についてお話を伺います。豊岡市長、よろしくお願ひします。

市長： よろしくお願ひします。

アナ： まず初めに、住民の皆さんに広く啓発している「木造住宅の耐震化の促進」についてお聞かせください。

市長： 木造住宅の耐震化に限ったことではありませんが、地震対策のテーマは「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」ということです。そのために、耐震基準が改正される前の昭和 56 年以前に建築された木造住宅の耐震化を積極的に進めていただきたく、三島市から広くお知らせをしております。

アナ： 過去の大きな地震では、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建物に多くの被害があったと聞いています。建物が倒壊すると、道路を塞いでしまい、避難や救助の妨げになることが考えられますよね。古い耐震基準の住宅は、現在どのくらいあるのでしょうか。

市長： 三島市内には、現在 6,200 棟余りあると推計しています。昭和 56 年以前に建てられた住宅の耐震性を高めることが、地域の安全のためにも重要であると考え、三島市では 4 つの事業に取り組んでいます。

アナ： それはどのような事業でしょうか。

市長： 1 つ目は、無料で専門家を派遣し耐震診断を行う「わが家の専門家診断事業」、2 つ目は、補強計画の作成費用を助成する「既存建築物耐震診断事業」、3 つ目は、補強工事の費用を助成する「木造住宅耐震補強助成事業」です。

そして、4 つ目の事業は、県内初の取り組みとして本年度から新たに開始した事業でありまして、65 歳以上の高齢者等の方のみがお住まいの住宅を対象に無料で専門家を派遣し、耐震診断から耐震補強計画までを一連の流れで実施する「木造住宅補強計画策定事業」です。この事業を利用いただくことで、診断から補強工事まで切れ目なくご案内できるものと考えております。

まだご自宅の耐震診断がお済みでない皆様におかれましては、まずは、「わが家の専門家診断」を電話やホームページ等でお申込みいただければと思います。詳細につきましては、担当の建築住宅課までお問い合わせください。

アナ： 続いて、「急傾斜地崩壊防止対策事業」について伺います。これはどのようなものなのでしょうか。

市長： 三島市では、静岡県と連携し、崖崩れから住民の生命を守るための様々な対策を行っています。ハード面の対策としましては、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域の斜面をコンクリートの枠で押さえる法枠（のりわく）工、擁壁工等の

急傾斜地崩壊防止工事を行っています。また、ソフト面の対策としましては、土砂災害警戒区域に指定された区域のハザードマップ作成や、警戒避難体制の整備などを行っており、これらを総称して「急傾斜地崩壊防止対策事業」と呼んでいます。

アナ： 急傾斜地崩壊危険区域とは、どのような場所のことを言うのでしょうか。

市長： これは、崩壊するおそれのある、傾斜度が30度以上で、崖の高さが5m以上ある急傾斜地のことで、実際に崩壊してしまうことにより近隣の住民等に危険が生じるおそれのある区域のことを言います。

危険区域に指定されますと、崩壊防止対策工事に着手できるようになるとともに、崩壊を助長するような盛土や切土、立木竹の伐採等の一定の行為が制限されます。

アナ： 今後の予定はどのようになっているのでしょうか。

市長： ハード面の対策としましては、谷田五万坂（ごまんざか）地区を平成27年度から引き続き整備しており、本年度からは新たに徳倉中村地区の整備と、静岡県施工によります徳倉3丁目谷戸（やと）B地区の整備に着手する予定となっています。

また、ソフト面の対策としましては、本年度、三島市内の69箇所を静岡県が土砂災害警戒区域等に指定する計画がありますので、指定された後、三島市でハザードマップを作成し、関係する自治会の自主防災会と警戒避難体制の整備を行っていく予定です。

急傾斜地の近くにお住まいの方は、大雨の際には注意報や警報に耳を傾け、万が一の際の備えをお願いいたします。そして、土砂災害警戒情報が発表された時には、早急に近くの避難所など、安全な場所に避難して頂きたいと思います。

アナ： 「自らの命は自ら守る」ために、積極的に情報を取りに行くという姿勢が重要ですね。豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： ありがとうございました。